

# 財産評価 ～ゴルフ会員権～

今回は、ゴルフ会員権の評価について見ていきます。

ゴルフ会員権とはゴルフ場を使用するための利用権で、会員権を購入して会員になることにより、一般の利用者より割安でプレーすることができたり、優先的に予約ができたりする特典があります。また、最近では提携するフィットネスクラブで特別なトレーニングメニューを受けられる特典付きのゴルフ会員権なども見かけます。かつて、プレー本来よりも資産運用として会員権を購入したり、持っていること自体がステータスであったりするバブルな時代もありましたが、バブル崩壊後はその価格が買った値段の 1/10 や 1/100 に下がってしまったものも珍しくありません。しかし、いくら価値が下がったとはいえ財産性はありますので、相続財産として評価しなければなりません。その評価方法は、ゴルフ会員権の取引相場があるかないかにより以下のように区分されます。



## 1 取引相場のあるゴルフ会員権

### 通常の取引価格×70%+取引価格に含まれない預託金等

まず『通常の取引価格』です。取引相場のあるゴルフ会員権は、取引業者が仲介して売買を行います。売買価格を公開している取引業者がありますので、その価格を通常の取引価格とします。しかし、上場株式のような市場があるわけではありませので、扱う業者によって価格が異なる場合があります。そこで実務的には、複数の取引業者の課税時期における取引価格の平均を計算し、その価格を通常の取引価格とします。

次に『取引価格に含まれない預託金等』についてです。ゴルフ会員権を取得する際、会員権の取引価格とは別に預託金を支払う場合があります。預託金は期間が過ぎると返還されますので、返還を受けることができる金額を加算します。返還を受けることができる預託金等の額は、契約時の約款に定められていますので確認してみてください。全額返還を受けることができる場合には、その全額を加算します。返還までに期間がある場合には、その期間で資金を運用した場合に返還額になる金額（現在価値）を計算して加算します。

## 2 取引相場のないゴルフ会員権

取引相場のないゴルフ会員権は、市場で売買されることはなくゴルフ場を経営する法人との直接売買となります。この場合は、以下の3つの区分に応じてそれぞれの価額で評価することになります。

### ① 株主でなければ会員となれない会員権

#### ゴルフ場を経営する法人の課税時期における株式を評価した価額

株式の具体的な評価方法は複雑なため、来年の株式評価の回で詳しくみていきます。今回は株式を評価するんだなあ、とだけ覚えておいてください。

### ② 株主であり、預託金等を預託しなければ会員となれない会員権

#### ①の株式の価額と上記1の預託金等の額を合計した金額

### ③ 預託金等を預託しなければ会員となれない会員権

#### 上記1の預託金等の金額



## 3 評価しないゴルフ会員権

次のようなゴルフ会員権については、評価しません。というか評価できません。

- ① 株式の所有を必要とせず、譲渡することができず、返還をうけることのできる預託金等がなく、単にプレーができるだけのゴルフ会員権
- ② ゴルフ場を経営している法人が倒産してしまった場合